

【1】問題の所在

[1] まず用語について確認しておきたい。

[1-1] パーリ語とサンスクリット語の ‘*kaṭhina*’ の漢訳語は、『四分律』『五分律』『十誦律』『僧祇律』ともに「迦絺那衣」という音写語を用い、『根本説一切有部律』のみが「羯恥那衣」という音写語を用いている。『四分律』は「功德衣」という意識語を用いることもある。ちなみにパーリ語からの和訳である「南伝大蔵経」も「迦絺那衣」を用いている。本稿でも律蔵の記述を紹介する時には当該律蔵の用語を用いることは言うまでもないが、筆者の文章中においては「迦絺那衣」を用いる。

なお ‘*kaṭhina*’ は PTS の T. W. Rhys Davids と William Stede 編の *Pāli-English Dictionary* (以下『PTS パーリ語辞典』という) では、① (adj.) hard, firm, stiff, ② (nt.) the cotton cloth which was annually supplied by the laity to the bhikkhus for the purpose of making robes という訳語がつけられている。ここで扱うのはいうまでもなく②の意味での ‘*kaṭhina*’ であるが、現時点ではこれが①の意味とどのように関連するのかわからない。

また漢訳語などにはすべて迦絺那衣として「衣」の語を入れているが、パーリ語では常に ‘*kaṭhina*’ であって、たとえば ‘*kaṭhina-cīvara*’ などと表現されることはない(ただし *Aṭṭhakathā* においては使われている。 *Samantapāsādikā* pp.1107, 1109 など)。しかし例えば僧伽梨 (*saṃghāṭi*) や鬱多羅僧 (*uttarāsaṅga*) や安陀会 (*anataravāsaka*) には *cīvara* がなくとも重「衣」や上「衣」や内「衣」を表わすように、‘*kaṭhina*’ もこれだけで迦絺那「衣」を表わすと考えておく⁽¹⁾。なお本稿ではこの三衣に言及することが多いが、筆者の文章中ではこの三衣を「重衣」「上衣」「內衣」と表記する。

(1) 本稿は衣に関する論考であるので、三衣について解説しておく。僧伽梨は重衣とも大衣ともいい、2重に作られたいわば外套のようなもので、日本の僧侶のつける袈裟に相当する。勤行の時などには着用するが、普段は着用せず、寒い時には布団代わりに用いる。外出の時などは左肩にかける。鬱多羅僧は上衣といい、肩から膝の全身を覆うように着用する。日本の僧侶のつける衣に相当する。安陀会は內衣とか下衣といい、いわば腰巻きであって、下半身を覆うために着用する。

いずれも布を割截して四角い布の断片とし、これを縫い合わせて一枚の四角い布にしたもので、これは布の価値をなからしめて、盗賊の難を免れんがためと説明されている。四角い布の断片は、幅は同じであるが長さを長いものと短いものにつくり、これを縦に一長一短とか、九長一短のように組み合わせ縫ったものを条といい、これをさらに横に五条とか七条とか十五条などに縫い合わせて作る。ブツダが田んぼが整然と畔で区切られているのを見て定められたとされる。『ビルマ仏教—その実態と修行—』(昭和50年3月 大蔵出版社)の著者の生野善応氏がビルマにおいて出家修行された時に着用された三衣は、鬱多羅僧は九長一短の十五条で横は253cm、縦は195cm、鬱多羅僧は一長一短の五条で横は245cm、縦は200cm、安陀会も一長一短の五条で横は245cm、縦は108cmであったという。僧伽梨には21条や25条のものもあり、鬱多羅僧や安陀会には7条のものもあるという。

(p.149) 平川彰『二百五十戒の研究II』(「平川彰著作集」第15巻 1993年11月 春秋社) pp.057, 102も参照されたい。

[1-2] ‘*kaṭhina*’ に関連する語も紹介しておく。

kaṭhina を作るための材料となる布地あるいは布片、すなわち「衣材」は『パーリ律』では ‘*kaṭhinadussa*’ と呼ばれる。これを『五分律』は「迦絺那衣物」、『僧祇律』は「迦絺那衣財」とするが、その他の律蔵にはこれに相当する語は見あたらない。われわれの感覚からは仕立て上げられた三衣としての「衣」と、その材料になる「布地」は別のものであるが、律蔵ではこの両者はともに ‘*civara*’ であって、区別されないのが普通である。‘*kaṭhina*’ も同様であって、‘*kaṭhinadussa*’ や「迦絺那衣物」あるいは「迦絺那衣財」などの用語を有する『パーリ律』や『五分律』『僧祇律』などにおいても、これら材料を表わす用語はほとんど用いられることはなく、通常には ‘*kaṭhina*’ ないしは迦絺那衣が用いられ、これはでき上がった迦絺那衣とともにその衣材をも意味する。比丘・比丘尼らの着る三衣は布地を大小の四角の布片に裁断してこれを縫い合わせたものであるが、でき上がったものも四角い一枚の布であるから、衣の材料としての布地と形体上は変わらないからかもしれない。

また『四分律』『五分律』『十誦律』『僧祇律』など多くの漢訳律が「迦絺那衣を受ける」と訳し、南伝大蔵経の訳者たちも「迦絺那衣を受ける」と訳すパーリ語の原語は、‘*kaṭhinam attharati*’ であって、‘*attharati*’ は『PTS パーリ語辞書』では、*to spread, to cover, to spread out; stretch, lay out* という訳語が与えられている。ちなみに『パーリ律』の英訳者の I. B. Horner 氏は ‘*to make up kaṭhina-cloth*’ と訳している⁽¹⁾。『根本有部律』は「羯恥那衣を張る」とするからこれが原義に近いのであろう。

漢訳律蔵の訳者たちがなぜこの語を「受ける」と訳するのか、『根本有部律』の「張る」、パーリ語の原意である *spread* などがどのような意味を有するのかについては後に考察するが、本稿の筆者の文章中ではとりあえず「迦絺那を上げる」という言葉を用い、漢訳律の文脈では「迦絺那衣を受ける」という言葉を用いることとする。

また漢訳律では「迦絺那衣の捨」あるいはごくまれには「迦絺那衣の失」「迦絺那衣の出」と訳されている ‘*ubbhatam hoti kaṭhinam*’ という言葉は、南伝でも「迦絺那衣の捨」という語を用いている。‘*ubbhata*’ は *uddharati* の過去分詞で、*uddharati* は *ud+√dhr* が語源であり、水野弘元『増補改訂パーリ語辞典』（2005年2月 春秋社）では「揚げる」「上げる」「取り除く」「引き抜く」という訳語が与えられている。*ud+*は「上方」を表わす接頭辞で、*√dhr*は「保持する」「持続する」「存続する」を意味し、そもそも *dhamma* の語源でもある。I. B. Horner 氏はこれを ‘*the removal of the kaṭhina (privileges)*’ と英訳している⁽²⁾。したがって本来の ‘*ubbhata*’ の意味には「捨」とか「失」「出」などの意味合いはないように思われるが、なぜこの語に上記のような訳語が与えられたのか、そもそも迦絺那衣を *uddharati* するというのはどういうことかを検討しなければならないが、本稿でもとりあえずこの語は「迦絺那衣の捨」ないしは「迦絺那衣を捨す」「迦絺那衣を捨てる」などと表現することにしておく。

(1) *Book of the Discipline, Part 4* (Sacred Books of the Buddhist, vol.14 London, 1971) p.352 他

(2) *ibid* p.358 他

[1-3] 実は迦絺那衣に係る上記のような訳語が思いもかけない誤解を招く原因となっているかもしれないのであるが、本稿ではとりあえず上記のようなことばを用い、以下の論述

においてはこれらのことばの本来の意味についても考えつつ進めることにしたい。

[2] 問題の所在をはっきりさせるために、まず仏教辞書が迦絺那衣をどのように解説しているかを調べてみよう。筆者が注意すべきと考える部分を**太字**とした。(数字は算用数字に変え、文献名には『』を付した。以下同じ。)

[2-1] まず最初に一般的なしかし代表的な仏教辞典の解説の全文である。

『[新版] 仏教学辞典』(法蔵館 1995年4月、旧版は1955年。以下『法蔵館』という)の「迦絺那衣かちなえ」の項には、

迦絺那は(梵)カティナ kaṭhina の音写。堅衣、功德衣と訳す。安居あんごが終わってから**4ヵ月または5ヵ月だけ着用する事を許される臨時の衣服**で、その間はある種の**戒律が緩和されるしるし**として用いる。またスリランカなどでは**安居中に用いる**。これを製るのには人から施された材料で、**1日の間に製らなければならないこと**になっている。

とされ、『岩波仏教辞典』(岩波書店、1989年12月。以下『岩波』という)の「功德衣くどくえ」の項には、

(堅固衣けんごえ)ともいう。サンスクリット語の kaṭhina が功德・堅固と訳される。また、迦絺那と音写されるので、功德衣は(迦絺那衣かちなえ)ともいう。3ヵ月の安居あんごの間、修行に精励した比丘びくに供養くようされる衣で、安居終了後、**5ヵ月の間だけ所持することを許された**。この功德衣を受けたものには、**5種の功德(特典)**が与えられた。

とされている。また 中村元著『仏教語大辞典』(東京書籍、昭和50年2月。以下『中村』という)の「迦絺那衣かちなえ」の項では、

迦絺那は(S)(P) kaṭhina の音写で、漢訳では堅固・功德。この衣を功德衣・堅固衣と漢訳する。安居の3ヵ月の間精励した比丘に賞与として与えられる衣。安居のあと、特別に受けることを許された。その期間は**安居終了後5ヵ月間で、すなわち12月15日までたもちうるが、16日にはこれを捨てなければならない**。この衣を所持する者には**5か条の特典**が与えられる。(『四分律』大正22巻602上) (『十誦律』大正23巻30中) 「捨迦絺那衣」(迦絺那衣の所有権を捨てたとき。この棄権について八つの事がらが説かれている。) (『五分戒本』大正22巻196上: Vinaya. Mahāvagga VII) とされている。

以上をまとめてみると次のようになろう。

- (1) 迦絺那衣は安居が終わってから4ヵ月ないしは5ヵ月の間だけ着用が許される衣で、その期間が終わると捨てなければならない。
- (2) 『法蔵館』では、迦絺那衣は「ある種の戒律が緩和されるしるしとして用いる」「臨時の衣服」としているから、通常の三衣とは別の特殊な形状をした衣であると考えているのであろうか。他の辞書にはこのような趣旨は明確ではないが、特定の期間のみに着用が許されるというのであるから、通常の衣とは異なる衣をイメージしているのであろう。通常の三衣の形状については、[1-1]の註(1)を参照されたい。

(3) 迦絺那衣を受けた者ないしは所持する者には5種の功德(特典)が与えられる。

この功德とは「ある種の戒律が緩和される」ということである。

(4) 『法蔵館』には、この衣は「1日の間に製らなければならない」とされている。

(5) これも『法蔵館』だけの解説であるが、「スリランカなどでは安居中に用いる」とされている。ただしこれは次に紹介する『望月仏教大辞典』に影響されたもののものであって、[2-7]のスリランカの迦絺那衣を紹介するところからも明らかであるが、これは誤解とってよいであろう。

[2-2] 以上の一般的な仏教辞典の解説は、より大部の専門的な仏教辞書に依っている可能性があるので、次にこのような辞書の解説を紹介しておく。

『望月仏教大辞典』(世界聖典刊行協会、第1巻は昭和8年12月。以下『望月』という)の「迦絺那衣カチナエ」の項には次のように解説されている。要点のみを摘記する(数字は算用数字に、文献名には『』を付した)。

迦絺那 kaṭhina は梵名。巴梨名同じ。西藏名 brkyañ 又迦鄰那、あるいは羯恥那に作る。堅き、困難なる、又は劇しきの義。普通に功德衣と称するものにして、安居の後、**或る期間を限りて用ふる一種の便衣**を云ふ。

(『四分律行事鈔』を引用する中に次の文章がある)「……古翻に賞善罰惡衣となすは、前安居の人を賞し、**後安居は得ざればなり**。亦功德衣と名づく。僧衆同じく此の衣を受くれば、便ち五利の功德を招くを以てなり」

(『四分律』巻43などによって)並に**即日に之を製せしめて宿を経ることを許さず**。『善見律毘婆沙』第18に「若し衣未だ成らずんば(即日に)、応に一切の比丘を喚んで共に成すべし。道德を説きて留難をなすことを得ざれ。唯だ病者を除く」と云へる是れなり。

其の時限は、前安居の人は7月16日に受け、若し事縁及ばずんば則ち8月15日に至る。之を過ぐれば受くることを得ず。共に12月15日に羯磨を用ひて**捨す**。故に7月16日に受けたる者は150日の利を得、8月15日に受けたる者は120日の利を得。**其の利に5種あり**。『四分律』第43に、1に長衣を蓄ふるを得、2に衣を離れて宿するを得、3に別衆食を得、4に展転食を得、5に食前食後、比丘に囑せずして聚落に入ることを得と云へる是れなり。是れ蓋し総じて8罪を開す。所謂第1に3罪、第2に2罪、余は各1罪なり。他部には亦異説なきに非ず。又南方錫蘭等に於ては、**迦絺那衣は安居中、僧伽梨等汚損せるが為に、之を浣染するの間、被る所の一種の便衣にして、精製せざる綿衣を以て1日1夜間に調製せるものなりとなせり**。

また龍谷大学編纂『仏教大辞彙』(富山房、第1巻は大正3年5月、再版昭和47年10月。以下『龍谷』という)は漢訳律蔵の記述の紹介が主であるが、その「迦絺那衣カチナエ」の項の解説を摘記する。

kaṭhina 比丘衆**夏安居げあんごを終りて後、一定期間のみ用ふる便服**。或は羯恥那・迦鄰那等に作る。堅実の義なるも通常功德衣くどくえと翻ず。『四分律』巻43(迦絺那衣捷度)に依るに、……**即日に成就し、宿を経るを得ず、邪命を以て得ず、諂曲を以て得ず、激発を以て得ず、四周に縁ありて五条に十隔をなすべしとせり**。『五分律』巻22に其使用の期間を定め、**迦絺那衣を受くるに30日あり、捨つるに30日あり、若**

し前安居ならば7月16日に受くれば11月15日に至りて捨て、若し7月16日乃至8月15日に受くれば11月16日乃至12月14日に至りて捨つ。若し後安居ならば8月16日に受くれば12月15日に至りて捨つ、若し衣時竟れば応に白二羯磨こんまして捨つべしとし、4ヶ月120日間と定めたり。『四分律』巻43には**此衣を用ふることより生ずる五利**を挙げ「功德衣を受け已れば五事を得、何等を五とす、長衣を蓄ふることを得、衣を離れて宿す、衆に別れて食す、展転して食す、食前食後に比丘に嘱せずして聚落じゅらくに入る」とせり。是れ功德衣の名ある所以なり。

前項でまとめた一般的な仏教辞書の迦絺那衣に関する解説中に含まれる5項目は、すべてこれらの大辞典の解説中に含まれている。ただし5つの功德についてはそれが具体的に示されている。

なお『望月』では、後安居は得られないという『四分律行事鈔』の文章を紹介し、したがってこれを用いることのできる期間を7月16日に受けた者も8月15日に受けた者も12月15日に捨すとしている。これに対して『龍谷』は後安居も受けることができるという『五分律』を紹介し、前安居の7月16日に受けた者は11月15日に捨て、8月15日に受けた者は12月14日に捨て、後安居の8月16日に受けた者は12月15日に捨てる、としているから、基づく文献が異なるとはいえ、理解に相違があったとあってよいであろう。

[2-3] 次に日本の代表的な律ないしは律蔵研究者の著書のなかから、迦絺那衣についての見解を紹介する。ただし細かな議論は各論において紹介するとして、ここでは迦絺那衣についての総論的な見解のみに限定する。

まず佐藤密雄著の『原始仏教教団の研究』（山喜房仏書林、昭和38年3月。以下『佐藤』という）⁽¹⁾ から注意すべき文章を抜粋する。

前安居ならば7月14日に、後安居ならば8月の14日に布薩があり、15日は自恣で安居を閉じ、16日に迦絺那衣の式をする。

安居が15日に自恣に依って閉じられると、ただちに衣の分配であるが、その時に**迦絺那衣式**が行われる。……**比丘達の各住処 (āvāsa) で処分することのできる衣材が貯えられてある。これを与えるのであるが、……**

（『善見律毘婆沙』が後安居人は迦絺那衣を受けることができないという文章を紹介した後）但し各律ともに迦絺那衣韃度には、前安居のもののみを与えるとは言われてなく、『五分律』も『摩訶僧祇律』も『十誦律』も俱に7月16日以後8月15日までの間に得ることを記している。従って**前安居のものも後安居のものもこれを得ることが出来る。**

迦絺那衣は即日来のもので信者が早朝に施入して、施を受けた僧伽では**即日**に仕立て上げるものである。そこで施入があると、**破衣の比丘を作衣の比丘に選んで**、白二羯磨でそのものにこの衣料が与えられる。その与えられた比丘は、その日のうちにこれを浣染打縫して、**内衣なり外衣なり下衣なり**に仕立てなくてはならないのであるが、そのためには他の比丘も手伝い、間に合わざる時は長老比丘も参加して仕立てるのである。衣に仕上がると**迦絺那衣式 (kaṭhinatthāra=迦絺那衣展示)**を行うのであるが、この時はまず作衣の比丘が自己の破衣を側に置いて、作衣の1つを取り上げて「この上衣(下衣・外衣)に依って私は迦絺那を展示する (imāyā saṃghātiyā kaṭhinaṃ

atthārāmi) と述べ、他の残る衣をば指して「これは長老に適す」と言い、次に「これは新発意比丘に適す」と言い、長老比丘と新比丘とを指示しただけで、全比丘の黙認を求めるのである。即ち衣も衣の指定もすべて儀式としてなされるのであって実際に衣が迦絺那衣を受くべき全比丘に行きわたるのではない。但し迦絺那衣に伴って与えられる特権は、その式に列したのものには全部与えられるし、この特権を得た人達はこの式後信者が迦絺那衣の衣料を施入すれば、即日に作衣して古衣を棄てそれを着するを得る。

迦絺那を受けた者は、衣時と同様に5つの特権が与えられる。

元来迦絺那衣は、三衣が破損したものがこれを新調する間の応急衣である。応急であるから即日に仕上げ、これを着している間は三衣はないから離衣宿戒を除外し、合わせて作衣と同様に作衣の便のために他の4つの戒の除外を認めるのである。

迦絺那衣の授与はいま見たように安居から以後12月15日迄事実上の衣時の延長となるのである。然し迦絺那衣の特権はその住処に於いてのみ通用するのである。その住処の境外に出ずれば迦絺那衣を捨する(特権を失う)ことになるのである。

迦絺那衣を受けて住することは、安居の後、7月15日に自恣した者はその後5箇月、8月15日に自恣した者はその後4箇月をその同一住処に、離衣宿等の特権を持って、即ち衣と食との禁をゆるめられて住することになる。

迦絺那衣は……律藏では単に安居精勤の賞として与えられるもので、1日で作り上げる五条七条等の衣である。前安居の終わった7月16日から12月15日迄これを受持、即ちそれを用いることが認められるものである。そしてこの衣の受持を認められたものは、……5つの特典が許されてある。

以上の佐藤氏の記述をまとめると次のようになろうか。

- (1) サンガは前安居、後安居ともに自恣の翌日すなわち16日に、その日1日のうちに仕立て上げられた迦絺那衣を比丘らに配分する儀式すなわち迦絺那衣式を行う。
- (2) この儀式を行うと、これに参加した者は作衣の便のために、衣時と同じ5つの特典を認められる。この特典は12月15日までの最大5ヵ月間保持されるが、住処の境界外に出ると失われる。
- (3) 迦絺那衣は、三衣が破損したものがこれを新調する間の応急衣であり、7月16日から12月15日迄これを受け、用いることが認められる。

佐藤氏は、迦絺那衣を上衣(下衣・外衣)に作るとされているから、形体上は三衣と同じものと考えておられるのであろう。しかし三衣を作製する間の応急衣ともいわれ、「7月16日から12月15日迄これを受け、用いることが認められる」とされているから、5ヵ月の期間がすぎると捨てなければならないと考えられていたのであろう。そして「これを着している間は三衣はないから離衣宿戒を除外される」とするから、そうすると迦絺那衣は三衣とは形体上も異なるということになる。

そしてこの衣は雨安居の自恣の翌日に作製され、サンガはその日のうちにそれを配分する迦絺那衣式を行う。この衣材については「比丘達の各住処(āvāsa)で処分することのできる衣材が貯えられてある。これを与える」とされているが、「迦絺那衣は即日来のもので信者が早朝に施入して、施を受けた僧伽では即日に仕立て上げる」ともされているので、あい

矛盾することが記されていることになる。

迦絺那衣式において迦絺那衣が与えられるのは白二羯磨で選ばれた破衣の比丘であるが、これに参加した者は、衣を作る便のために5つの特権が許され、5ヵ月ないしは4ヵ月存続する、とされている。「この特権を得た人達はこの式後信者が迦絺那衣の衣料を施入すれば、即日に作衣して故衣を棄てそれを着するを得る」とされているから、参加した者がその特権によって作成する衣も迦絺那衣とよぶと考えられていたのであろう。もしそうなら迦絺那衣は5ヵ月が過ぎると捨てなければならないとすれば、これも捨てなければならないということになる。しかし古衣も棄て、これも棄てなければならないとすれば、比丘には着るものがなくなってしまうということになるが、これをどう考えておられたのであろうか。ただし「迦絺那衣を捨する(特権を失う)」と表現されているから、捨するのは衣ではなく特権と解することもできる。

(1) pp.566~574, 705

[2-4] 次に平川彰氏の叙述の中から迦絺那衣についての総論的な記述を紹介する。氏には律ないしは律蔵についての数多くの著作があるが、迦絺那衣について論じた独立した論文はなく、『二百五十戒の研究Ⅱ』（「平川彰著作集」第15巻、春秋社、1993年11月）や『比丘尼律の研究』（「平川彰著作集」第13巻、春秋社、1998年6月。以上をまとめて以下『平川』という）の中に述べられているのが比較的まとまった記述のようである。まず『比丘尼律の研究』⁽¹⁾には次のように述べられている。

迦絺那衣は三衣であり、特別に異なる衣ではない。三衣として使用できる衣であるが、篤信者に相談して、迦絺那衣用に布を布施してもらうのである。そして**迦絺那衣を張る日には、三衣を作るために、木の枠に布を張って縫うのである**。そして僧伽の全員が総出で、五条・七条・九条等の条に必要な大壇・小壇等の布片を作り、さらにそれを縫って「条」を作り、さらに条をつなげて、五条・七条・九条等の条衣を作るのである。衣を縫って、さらにそれを染めて、三衣ができるのであるが、**僧伽の全員が協力して1日で作り上げるのである**。このように**僧伽の全員が協力して、迦絺那の木製の枠に布を張って衣を縫い、さらにそれを染めて、袈裟衣を作るのを、「迦絺那を張る」(kaṭhina-atthata) とか、迦絺那衣を受ける等**と言うのである。

と重要な記述がなされている。

また『二百五十戒の研究Ⅱ』⁽²⁾には次のような記述がある。

安居僧に対して、安居の済んだ時、その土地の信者たちは集中的に布を布施する慣わしがある。そのために比丘たちはその時、僧伽より布の分配を受けて、三衣を新調することができる。そして**作衣時は期間は一ヵ月である**。この期間は、比丘は長衣を持つことが許される。しかし飢饉などで布の布施が少なかったり、あるいは比丘の個人的事情で、この期間内に三衣を新調できない場合がある。そのために**作衣時が終了後に、僧伽が迦絺那衣を受ける儀式をすると、さらに4ヵ月間5つの戒律を免除される**。この5つの戒律の中に、長衣を持つことが入っている。この5つの戒律を免除することは、最長4ヵ月間認められる。しかし4ヵ月が来なくとも、途中で比丘は迦絺那衣を捨することができる。すなわち迦絺那衣を受ける儀式は僧伽で行うが、受けた比丘は自己の都合で4ヵ月前に捨してもよい。とくに三衣の新調ができた比丘は、

5つの戒律を免除される必要はない。故に比丘は自己の三衣を新調すれば、迦絺那衣を捨するのである。

「迦絺那をひろげる、迦絺那を張る (kaṭhinam attharitam)」とは、いかなる意味かはっきりしないが、ともかく僧伽は、信頼できる信者に依頼して、三衣を作る衣材を布施してもらい、僧伽の全比丘が集まって、迦絺那をひろげて、布を裁断し、縫い、染めて、三衣を作る。これを1日で作ってしまう。そして僧伽は、この三衣を迦絺那衣として受ける儀式をする。これは安居の済んだあと、安居僧伽が行うのであるが、この儀式に参加した比丘は、迦絺那衣を受けることによって、5つの戒律を4ヵ月間免除され、この期間作衣時が延長されるのである。そして迦絺那衣の儀式に用いられた三衣は、一比丘を選考して、彼に与えるのである。

とし、「迦絺那衣を捨す」を解説して、

比丘が受けていた迦絺那衣を捨すること、それによりそれまで得ていた5つの戒の免除の権利を失い、長衣を蓄えるという特権がなくなることを言うのである。

作衣時その間は布をもらうのに好都合なように、5つの戒律を免除される。4ヵ月間が過ぎれば、当然のごとく迦絺那衣を捨すから、この特典も失われる。

としている。

以上の記述から平川氏は迦絺那衣を次のように考えられていたとしてよいであろう。

- (1) 迦絺那衣は特別な形体を持った衣ではなく、通常の三衣である。
- (2) 通常の作衣時は雨安居を終わった後の1ヵ月であるが、この期間内に三衣が新調できない場合に、作衣時が終わった時にサンガが「迦絺那衣を受ける儀式」をするると作衣時が4ヵ月間延長される。その儀式のために作成される三衣が迦絺那衣である。
- (3) サンガの全員が協力して1日のうちに木の枠に布を張って衣を縫い、さらにそれを染めて、袈裟衣を作るのを「迦絺那を張る」とか「迦絺那衣を受ける」といい、「迦絺那衣を受ける儀式」は、これを迦絺那衣として受ける儀式であって、この儀式に使われた三衣は1人の比丘を選んで与えられる。
- (4) 迦絺那衣の儀式に参加した比丘は、長衣を有することができるなどの5つの戒律を4ヵ月間免除される。
- (5) 「迦絺那衣を受ける儀式」はサンガで行うが、自己の三衣が新調しおわるなどの自己の都合で4ヵ月前に捨してもよい。
- (6) 「迦絺那衣を捨す」というのは、それまで受けていた5つの戒の免除の権利を失い、長衣を蓄える特権がなくなることを意味する。

以上のように平川氏は迦絺那衣は特別な衣ではなく通常の三衣であると明言される。また迦絺那衣を捨すということは5つの権利を失うことを意味するとするところは、辞書類の見解と大きく異なる。

ただし迦絺那衣を捨すと、「長衣を蓄える特権がなくなる」というのが、もしそれが長衣であるならそれを棄てなければならないということの意味なのか、あるいはその期間中は長衣を合法的に取得できるのであるが、この期間をすぎるとそれがなくなるという意味であるのかははっきりしない。もし後者の意味ならば、その期間中に取得した長衣は合法的に取

得したのであるから、これ以降も所持できるということになる。要するに比丘は予備の衣すなわち三衣以上の衣を所持できたのか、所持できなかったのかという問題になるわけであるが、氏の文章ではこれがはっきりしない。

この予備の衣については、平川氏は次のように述べておられる。

比丘は一揃いの三衣で一年を過すことは容易でない。故に比丘はこれ以外にも非時衣を得て、予備の三衣を作りたいのである。そしてそれを浄施をして保管し、必要に応じて浄施衣たることを取り消して、「受持衣」として受持し、使用するのである（そしてそれまでの受持衣は、受持をやめて浄施し、保管するのである）(3)。

比丘は三衣を一揃いしか所有することが許されないが、しかし一揃いのみでは、三衣を失った場合や、衣が突然破れた場合などに困る。そのために余分の衣を入手できる時には、それを受納して、他比丘に浄施しておくのである。浄施は形式的な布施であって、実質的な布施ではないから、布施を受けた比丘はその衣を利用することはできない。彼は、浄施された衣として保管しておくのである。形式的にはその衣は浄施された人の所有であるが、実質的にはその衣は浄施した人の所有物である。浄施した比丘は、その衣を必要とする時には、保管している比丘のところへ行って、事情を話して衣を返してもらい、これを受持衣に変えて使用する。このとき衣の返還を申し出られたら、保管している比丘はそれを拒むことはできない。しかし同時にその衣の所有者は、衣の保管者の同意なしにその衣を使用することはできない。これが「浄施 (vikappanā)」の意味である(4)。

これをみると、平川氏は予備の衣の所持は浄施という方法しかないと考えられていたようであるから、迦絺那衣に参加した比丘が作った衣がもし長衣であったなら、迦絺那衣を捨す時に特権だけでなく、この長衣も捨さなければならぬと考えておられたのであろうか。なおこの「浄施」については【8】の[6-4]で詳しくふれる。

(1) p.350

(2) pp.063, 069, 084, 111

(3) 『二百五十戒の研究Ⅱ』 pp.103~104

(4) 『二百五十戒の研究』Ⅲ (平川彰著作集 第16巻 1994年11月) p.618

[2-5] その他、「南伝大蔵経」第1巻『律蔵1』（以下『南伝』という）(1)には、迦絺那に註をつけて、

安居3箇月間、精励せる比丘に与えらるゝ衣にして、5箇月間、即ち12月15日まで所持し得、同日に至れば捨すべきなり。この迦絺那衣を所持する者には長衣を蓄え得る等5箇条の特典あり。

と解説している。

註であるから詳しいものではないが、ここでは迦絺那衣は期間がくれば捨さなければならぬ衣だとしているわけである。

(1) p.377

[2-6] 次に C. S. Upasak 氏の *Dictionary of Early Buddhist Monastic Terms* (Nava Nalanda Mahavihara, Bihar, 2001) の解説を紹介する（以下“Upasak”という）。これは専門書ではなく辞書であるが、しかし戒律用語辞典であって、勝れた専門書として評価され

るべきものである。これには Kaṭhina (I) として道具としての迦絺那を解説しているが、Kaṭhina (II) に本稿が主題とする迦絺那を解説している⁽¹⁾。なおこれは『パーリ律』の「迦絺那衣韃度」や「付随」、およびその注釈書の記述を要約したものであって、この原文については後に詳しく考察するので、ここでは Upasak 氏の英訳を和訳するのみに止める。なお道具としての迦絺那については次節【2】において紹介する。なお文章中の括弧の中の斜体で表わしたパーリ語や日本語は原著のものであり、括弧の中の正体の日本語や英語は筆者が挿入したものである。

前安居 (first vassāvāsa) が終わった後 (すなわち Kattika 月) に催される聖職者の儀式 (an ecclesiastical ceremony) でローブが貧相で雨安居を正しく過ごした 1 人の比丘に衣 (重衣、上衣、內衣あるいは布片) が与えられる。このような比丘を選ぶために、サンガによって白二羯磨が催される。(Mv. p.266; Pari. p.310; Cf. SP. Vol. III, p.1173) もしサンガが布片 (作られたローブではなく) を与えたなら、受領する比丘は彼がその時にもっとも必要とする三衣 (重衣、上衣、內衣) のうちの 1 つを、同じ日に作ることが求められる。

kaṭhina-robe (迦絺那衣) のために選ばれたその比丘は次のような 5 つの特典 (ānisaṃsa) を享受できる。すなわち、(1) 布施のために招待されたら、他に告げないで行くことができる (anāmantacāro)。 (2) 三衣の 1 つなしに留まることができる (asamādānacāro)。 (3) グループ食をとることができる (gaṇabhojana)。 (4) adhiṭṭhāna (議決=受持) あるいは vikappanā (形式的な受持=浄施) 以外の長衣を受けることができる。 (5) サンガに寄進された衣から分け前を得る特典を有する。

(Mv. p.266ff) これらの特権は 5 ヶ月間有効である。すなわち phagguṇa 月 (3 月) の満月までである。(Pārā. p.369; Kv. p.159)

迦絺那は在家者、比丘、沙弥、沙弥尼、比丘尼あるいは式叉摩那などのさまざまな人によって寄進された布あるいは用意されたローブで行うことができる。それは新しい布でも、ボロ切れ (pilotikā) でも、ゴミの中に捨てられた布切れ (paṃsukūla) でも、マーケットから得られた布切れでもよい。しかし自分の指示あるいはヒント (animittakena) によって得られた布や、ある種の誘導によって得られたもの (aparikathākatena) であってはならない。また間に合わせの目的のために得られた布であってもならない (すなわち借りるなど) (akukkukatena)。それはそれが受け取られた後は 1 日よりも長く蓄えることができない布である (asannidhikatena)。それは nissaggiya cīvara (すなわち捨墮罪に関係した衣) であってはならない。これはすでに作浄された (kappakatam) 布であって、重衣にも上衣にも內衣にもしてよい。その布は 5 つあるいはもっと多くの断片に切断され、しかる後に縫い合わされる。それは律の規定にしたがって正しく行われ、 anumodanā (随喜) はルールとしてなされる。(Mv. p.267; SP. vol. III, pp.1174-1175) 受領する比丘はこのように言うことが要求される。 imāya saṅghāṭiyā (iminā uttarāsaṅgena or antaravāsakena) kaṭhinaṃ attharāmi (すなわち、この重衣あるいは上衣あるいは內衣によって私はこれを迦絺那として拈げる) (kaṭhina-attharaṇa)。この比丘はそれからサンガに近づき、彼が正しく迦絺那衣を拈げたことを告げる。そしてサンガの随喜 (anumodanā) を懇願

する (pray)。すべての比丘たちはそこでそれを随喜する。(Pari. p.311; Cf. SP. Vol. III, pp.1174-1175)

次の者たちは迦絺那を受けることができない (abhabba)。pubbakaraṇa (前行) を知らない者、古いローブ (paccudhāra) の処理の仕方を知らない者、新しいローブの受持 (adhiṭṭhāna) の仕方を知らない者、迦絺那の拡げ方 (attharaṇa) を知らない者、迦絺那の捨し方 (uddhāra) を知らない者、住处とローブに関する5つの障害あるいは支障 (palibodha) を知らない者、そして迦絺那の5つの特典 (ānisaṃsā) を知らない者である。(Pari. p.310)

simā (界) の外の者は迦絺那の随喜のための資格はない。同様に随喜を声を出して言えない者やことばが明白でない者も同様にこの資格がない。(Ibid. p.310)

迦絺那を拡げる儀式が、もし迦絺那のための布が適当 (kappiya) でなかったとき、あるいは迦絺那のためにサンガによって受け取られた布が1日の後に (kālaviṇṇa) 提供されたとき、あるいは (迦絺那のために選ばれた比丘によって受け取られた) その布が同じ日にローブとして作ることができなかつた (karaṇaviṇṇa) ときに、有効かどうかについては注意されていない。(Ibid. p.310; Cf. SP. Vol. III, p.1482)

迦絺那のための功德 (ānisaṃsā) は次の8つの環境のもとに剥奪され、没収される。以下のとおりである。(1) 比丘が戻らないという意味をもって住处の界 (vihārasimā) を去る時 (pakkamantikā)、(2) 比丘が住处の界を去り、ローブをどこか他のところで作ろう、彼の僧院に戻らないと心に決めた時 (niṭṭhānantikā)、(3) 比丘が住处の界を去り、私はローブを作らないし、彼の僧院にも戻らないと心に決めた時 (saniṭṭhānantikā)、(4) 比丘が住处の界を去り、kaṭhinadussa (迦絺那衣物) からローブを作ろう、しかし彼の僧院には帰らないと心に決め、その後で作ったローブがなくなった時 (nāsanantikā)。(5) 比丘が帰ってこようと考えて住处の界から去り、そこで衣を作り、後に彼が迦絺那衣は捨されたと知るに至る時 (sāvanantikā)。(6) 比丘が僧院に戻ってくるという意思がなく、その布からローブを作ろうと布を求めて住处の界を去り、後に必要なだけの布を得ることができなかつたので、彼の望みが断たれる時 (āsāvacchedikā)。(7) 比丘が住处の界を去り、ローブを作るが、何かの理由で戻れなくなり、1日の期限を過ぎてしまう時 (the period of one day passes away)。彼はそこで迦絺那の特典を失う (simātikkantikā)。(8) 比丘が住处の界を去り、帰ってくるつもりでそこでローブを作るが、後に彼の僧院の他の1人の比丘に賛成して彼の迦絺那の特典を捨する決意をする。その比丘たちも彼の提案に同意する。そこで迦絺那の特典は失われる (sahubhāra)。(Mv. pp.267-282; Pari. pp.313-315; Cf. SP. Vol. III, pp.1178-1180)

この解説のなかで、前に紹介した仏教辞典や専門書と異なる点は次の3つである。

- (1) 迦絺那を「聖職者の儀式」と定義し、「迦絺那衣」は 'kaṭhina-robe' としている。要するにここで解説されるのはこの儀式についてであり、迦絺那衣ではない。日本の辞書とは少し視点が異なるということができる。
- (2) この儀式は前安居 (first vassāvāsa) が終わった後に (すなわち Kattika 月) に行われるとするから、後安居者には適用されないと理解しているのであろう。

- (3) この儀式では迦絺那衣は貧相なローブしか持っていない1人の比丘に与えられる。衣は1日のうちに作られなければならないが、この衣は通常の三衣（のうちの1つ）である。
- (4) 「迦絺那衣を拡げる」というのは、比丘がこれをルールに則って正式に受領したことを示す行為をいう。
- (5) 迦絺那衣を拡げた1人の比丘には5つの特典が与えられる。しかし随喜 (anumodanā) という今まで用いられなかった用語で表わされる作法がこの儀式の一要素として述べられる。これによってこの特典はこれに参加したサンガの全員にも及ぶと理解しているのであろう。
- (6) 「捨」というのは、衣そのものを捨てることではなく、この期間中に与えられていた5つの特典を放棄することである。したがってこの期間中に作られた三衣は5ヵ月間のみ使用が許されるのではなく、それ以後も所有が許されるということを意味するであろう。

(1) pp.060～

[2-7] 最後に釈尊時代の律蔵の定めを忠実に継承している現代の南方上座部仏教の迦絺那についての記述を紹介しておく。

まずスリランカから日本に來られて日本テーラワーダ仏教協会を主宰されているアルボムッレ・スマナサーラ長老によって、同協会のホームページにアップされている『仏教徒が衣を布施する大法要』（http://gotami.txt-nifty.com/journal/files/kathina_civara_puja.pdf 2005年11月11日作成。以下『スマナサーラ』という）から筆者なりの問題意識によってその内容を要約して紹介する。

衣の布施は先祖供養、誕生祝い、結婚、就職祝い、新築祝い、出産祝いなどありふれた記念日にも当たり前のように行われているが、**カティナ衣の儀式は年に1回、衣一着を布施する特別な法要**で、パーリ語で *kaṭhina cīvara pūjā* と呼ばれる。カティナ衣 (*cīvara*) のお供えという意味である。

釈尊は比丘はワンセット以上の三衣を持つてはならないと定められたので、雨安居明けの遊行をする時に、身体がびしょ濡れになっても**着替え**がなかった。そこで釈尊はカティナ衣を奉納することを認められた。このとき**布施された衣は、ただの衣ではなく「カティナ衣」となる。**

形容詞としてのカティナは「硬い、粗い、頑丈、決して脆くない」の意味で、昔は**出家の衣を作るときは木の型枠を使っていたのでそれもカティナ**というが、カティナ・チーヴァラという場合は、それらの意味に使われているようには見えない。しかし「特別な衣」という意味があることだけは確かである。日常的に布施している衣と全く同じ質のものであるにかかわらず、なぜ「特別な衣」なのか。

カティナ衣を奉納する儀式は、**雨安居が明けた次の日から翌月の満月までの間**に行われる。この作業は**すべて1日のうちに行われなければならない**。在家信者たちは朝早くに行列をくんで、三衣のうちの1つ（または生地）やその他さまざまな物を比丘たちが住んでいるところに持って行って、「**サンガにカティナ衣としてお布施します**」と言って布施する。布施を受けたサンガは戒律儀式を行う場所（戒壇）に4人以上の比

丘たちを集めて、衣を使用するに相応しい人を正式的に決め、それを受ける。衣を貰った比丘は自分がいま使用している三衣のうちの一着の私有権を放棄して、代わりにカティナ衣を個人使用にする。カティナ衣は本来、その場所で大安居（前安居）を終了した比丘たちのうち1人しか受けられないが、同じ場所で大安居に入った比丘たちがその日のうちに皆を集めて、カティナ衣を受けた比丘が、「サンガ（5人以上の比丘たち）により法に従ってカティナ衣を奉納されました。あなた方も賛成し喜んでください」と報告する。他の比丘たちも「サンガにより法に従ってカティナ衣を奉納されました。私も賛成し喜びます」と言う。すると、その儀式によって、カティナ衣を受けた比丘の特権は他の比丘たちにも及ぶことになる。

これはややこしい手続きであって、そのややこしさが、カティナ衣、特別な衣の意味である。これを受ける権利がある者は、大安居に入って正式な安居明けの儀式を行う者のみであって、後安居を過ごしたものにはその権利はない。こうしてカティナ衣を受けた比丘は着替えの衣を持つことができる。これは生地を織る糸さえ手で紡がなければならぬ当時としては大変ありがたい特権であったが、このカティナ衣を受けている比丘には他の4つの特権もある（これについては詳説されていない）。

また藤吉慈海『南方仏教—その過去と現在—』（平楽寺書店、1977年3月。以下『藤吉』という）の「第5章 スリランカの仏教」のカッチナ kaṭhina の項⁽¹⁾では、

年に一度供養される衣類のこと。

三カ月のウァッサの後、法衣を信者が比丘に供養する儀式である。

大抵ウァッサの後15日間にこの式が行われる。上下一着がカッチナの法服で、それを頭にのせ、その他の傘や草履や箒など一年間に使う比丘の調度品を皆この儀式の時に持参してサンガに供養する。スリランカではウァッサのあと1ヵ月間にこの儀式が盛大に行われる。その法衣は比丘たちの合議で誰かに与えられる。

とされている。

次にタイ仏教の迦絺那衣についての記述を紹介する。Kenneth E. Wells の *Thai Buddhism, Its Rites and Activities* (1975) の *The Phra Katin Ceremony* (以下“Wells”という) の項⁽²⁾に記された記述の要点である。

自恣に続くその月の間、すなわち10月と11月の満月の間に、Tot Kathin 祭が行われ、三衣や他の贈り物が王やさまざまな団体あるいはグループないしは個人によって僧侶たちにプレゼントされる。この時に与えられた衣は特別の意味を持つ。節制的な雨期のシーズンをよく過ごした僧侶たちへの褒賞であり、彼らが自由に巡礼の旅に出発する時の新しい服装を身に着けさせるものである。「Tot Kathin」は言語的には「布をその上で裁断する木の杵を拵げる (lay down)」を意味し、kaṭhina は古代においては布を切断あるいは縫製するために拵げられることができる杵である。このような仕掛けは捨てられたボロ切れからロープを作る技術を持たない比丘たちが、それをナイフでカットする時の補助具である。

現代のカティナは王室やさまざまな団体や工場の労働者たちや村のグループなどによって行われる。個人とその家族などによって行われるときには、寺院は最低5人の比丘で行われる。

寺院がカティナの贈り物を受け入れる用意があるというサインは、しばしば寺院の門の近くにワニやマカラの形をもつ2つの垂れ幕を垂らす。

通常**の黄衣をプレゼントする方法は Cula Kathin と呼ばれる。戒律では、Maha Kathin は糸が紡がれ、布に編まれ、ローブになって染められるまですべてを1日で行わなければならない。**

とする。

なおタイから日本に留学してきており、この総合研究にも協力してくれているタンマガーイ寺院のカタブンニョー比丘 (Bhikkhu Katapuñño 以下『カタブンニョー』という)⁽³⁾ は、筆者の「(1) カティナ (kaṭhina) 衣とは通常の三衣 (重衣・上衣・内衣) なのか、それともそれ以外の形状をもつ特別の衣なのか。(2) カティナ衣の寄進を受けることができる期間は雨安居の後の1ヵ月間のみか、それともこれに4ヵ月をプラスした5ヵ月間を通じてか。(3) カティナ衣を受ける時に許されるとされている5つの特典 (5つの戒律の適用除外) は、これを受けることが許される期間内であれば無条件に許されるのか、それとも条件があるのか。(4) カティナ衣は4ヵ月 (後安居の場合) ないしは5ヵ月間 (前安居の場合) だけ所有が許されるもので、この期間がすぎれば手放さなければならないのか、それとも引き続いて所持できるのか。(5) カティナ衣を受けることができるのはサンガとしてか、それとも個人でも受けることができるのか。(6) そもそもカティナのもともとの意味は何か。」という質問に、次のように答えてくれた。ただし文体は「である調」に直させていただいた。

- (1) カティナ (kaṭhina) 衣とは通常の三衣 (重衣・上衣・内衣) でも、三衣を作るための普通の生地でもよい。ただ、普通の生地として受けた場合は、それを受けた日に三衣の中のいずれかを作って、完成させなければならない。これはとても面倒なことになるため、現在では、ほとんどの場合は信者さんが完成した三衣としてのものを献上している。
- (2) カティナ衣の寄進を受けることができる期間は雨安居の後の1ヵ月間のみに限られている。
- (3) 5つの特典は、許された期間内であれば、無条件に許されている。
- (4) カティナ衣は4ヵ月 (後安居の場合) ないしは5ヵ月間 (前安居の場合) がすぎても所持できる。
- (5) 最初は、サンガとしてカティナ衣を受けなければならない。サンガが受けてから一人の比丘を選んでその比丘に与える。
- (6) そもそもカティナのもともとの意味は衣を裁断するための木の型枠である。

次にビルマ (ミャンマー) の迦絺那衣についての記述である。生野善応『ビルマ仏教—その実態と修行—』(大蔵出版社 昭和50年3月、以下『生野』という)⁽⁴⁾ の記述を摘記すると、

カティナ衣会 (kaṭhina [ビルマ] kahteing) という国の祝祭日は、灯明祭りの次の日よりタザウンモン月 (Tazaungmon) の満月にいたるほぼ一ヵ月間にわたって行われる年中行事で、在家者が僧院で僧に法衣を献供するのである。

カティナとは、在家者が法衣用に比丘に年1回献供する木綿布地である。カティ

ナ衣とは、カティナで作られた献供の法衣である。

ラングーンのシュエダゴン・パゴダでは、タザウンモン月満月の日に、カティナ衣の仕立て上げ競争（[ビルマ] matho thingan、マトウ・ティンガン）が催される。これはカティナ衣を一日でいかに速く縫い上げ仕立て上げるかを競うものであるが、このようにしてカティナ衣を作るのが本儀のようである。『パーリ律』「カティナ衣韃度」に、「5あるいは5以上が即日に裁断され、縁を縫わなければ、カティナ衣を受けることは成ぜず」と記されているからである。

とする。なお「灯明祭り」については、「安居の終了を記念する日である。タディンジュ月 (thadingyut) 太陽暦10月中旬ごろの満月の日がこれにあたる。国の祝祭日」⁽⁵⁾とされている。

また池田正隆『ビルマ仏教—その歴史と儀礼・信仰—』（法蔵館、1995年8月、以下『池田』という）⁽⁶⁾のカティナ衣に関する記述を摘記すると、

南方の上座仏教諸国では、**第1安居の終わるパーリ暦アッサユジャ（ビルマ暦タディンジュツ）月満月の翌16日からカッティカ月（ビルマ暦ダザウンモン）月の満月15日までの1ヵ月間**、各地の僧院などにおいて在家者が比丘僧にカティナ (kathina) 衣を献供する催しもたれる。

カティナとは、この期間に在家者が年1回献供する法衣用の布地を指す語だが、その献供行為には特別な功德があるとされ、カティナ衣は功德衣とも呼ばれる。また、このカティナ衣は、1日の間に染めて縫い仕立て上げねばならないことになっている。

この法衣は、上記の**1ヵ月間**、比丘僧が**臨時的に保持できるもの**で、その間はある種の戒律が緩和される。……

なお比丘たちへの功德衣献供にちなみ、ヤンゴンなどビルマの都市や町々で、仏像に「1夜を越えない衣 [マトー・ティンガン] (anābhidosika-cīvara) を仕立て上げる競争が催される。

若い娘たちが、1日のうちに糸から機で布を織り、縫い上げて、夜明けまでに、いかに速く仏像に供え着せ終わるかを競い、もっとも速かった女性に賞が与えられる。

とし、飯国有佳子著『現代ビルマにおける宗教的実践とジェンダー』（風響社、2011年2月。以下『飯国』という）の黄衣献上儀礼の項⁽⁷⁾には、

雨安居明けの**ダディンジュツ月満月日からダザウンモン月の満月日までの1ヵ月間**に、各僧院戒壇等にて行われる。

在家から奉納された僧衣は**戒壇内で「カティン衣」にした後、住職に寄進される**。「1年1回、1月1回、1僧院1回、1僧院1カティン」と言われるように、1人の檀家が複数の僧院に対して僧衣献上を行うことはできず、僧院も1人の檀家しか受け付けられない。そのため都市部ではこうした機会を独占することは良くないとされるため集団カティンが実施されるが、R村周辺では個人カティンに重きが置かれ、集団カティン（すなわち村出資のカティン）は檀家のつかない僧院を意味する。このように在家にとってカティンは大きな功德を得られる機会であるが、僧侶も在家から「カティン衣」の寄進を受けなければ、僧院にある財を自由に使うことができないため、僧侶にとっても非常に重要な儀礼となっている。

とされている。文中のR村とは、著者が現地調査した村の名の略称である。

これら現代の南方仏教で行われているカティンをまとめると次のようになる。

- (1) 迦絺那の儀式が行われるのは雨安居が終わった後の1ヵ月間で、前安居だけに適用される。『スマナサーラ』“Wells”『カタプンニヨー』『生野』『池田』『飯国』。ただし『藤吉』は雨安居の後の15日間に行われることが多いという。
- (2) 迦絺那衣は形体上は三衣以外の特別の衣ではない。しかし迦絺那衣の儀式を行うことによって「特別な衣」となる。『スマナサーラ』『藤吉』『カタプンニヨー』『飯国』
- (3) 迦絺那衣の儀式では、迦絺那衣はサンガによって選ばれた1人の比丘に与えられる。『スマナサーラ』『藤吉』『カタプンニヨー』。『飯国』は住職とする。
- (3) この儀式は布を織り、衣に仕立て上げるまでを1日のうちに行わなければならない。『スマナサーラ』“Wells”『カタプンニヨー』『池田』
- (4) これが現代のビルマでは仕立て上げ競争という祭りとなっている。『生野』『池田』
- (5) この比丘には5つの特権が与えられる。『スマナサーラ』『カタプンニヨー』『池田』。『カタプンニヨー』はこの特権は5ヵ月間、無条件に認められるとする。
- (6) この特権は随喜することによりすべての比丘に及ぶ。『スマナサーラ』
- (7) 後安居を過ごしたものにはその特権はない。『スマナサーラ』
- (8) 『スマナサーラ』は「着替え」といい、“Wells”は「比丘らが自由に巡礼の旅に出発する時の新しい服装を身に着けさせるもの」とし、『カタプンニヨー』は「カティナ衣は4ヵ月（後安居の場合）ないしは5ヵ月間（前安居の場合）がすぎても所持できる」とするから、期間限定の衣とはしない。これに対して『池田』は「上記の1ヵ月間、比丘僧が臨時的に保持できるもの」とするから、期間限定の衣と理解しているようである。
- (9) 迦絺那 (kaṭhina) の原義を「木杵」とするもの＝『スマナサーラ』“Wells”『カタプンニヨー』と「布地」「衣類」とするもの＝『藤吉』『生野』『池田』がある。ただし『スマナサーラ』は「迦絺那衣という場合はそういう意味に使われているのではない」としている。

以上が現代の南方上座仏教に伝えられている迦絺那衣に関する記述である。それぞれによって見解が相違しているようにも見えるが、それは筆者が著者たちの限定的な記述によったからであって、これらの著者に委細をたずねてみれば、おそらく同じような回答が寄せられるのではないかと思われる。

- (1) p.181
- (2) p.106
- (3) 【資料集7】「Visākhā Migāramātā 関係資料」（「モノグラフ」第12号 2007年4月）参照。氏は現在東洋大学大学院博士後期課程に在学中である。
- (4) p.269
- (5) p.268
- (6) p.175
- (7) p.094

[2-8] 以上、管見するところの迦絺那衣に関する辞書や研究論文などの記述を紹介した。迦絺那衣というのは雨安居の後に布施される特別の衣という共通理解は得られるが、具体的なことになるとなかなか1つのイメージを作りがたい。いかに迦絺那衣というものが曖昧に理解されてきたかということが分かるであろう。改めて疑問点を洗い出し、これに筆者が有している問題点を併せて上げてみよう。

(1) 迦絺那衣の形状

『法藏館』は「ある種の戒律が緩和されるしるし」、『望月』は「一種の便衣」、『龍谷』は「便服」、『佐藤』は「三衣が破損したものがこれを新調する間の応急衣」とするから、迦絺那衣は仏教の出家修行者たちが普段着る三衣とは異なるものと理解しているようである。

しかし『平川』は「迦絺那衣は三衣であり、特別に異なる衣ではない」とし、現代の南方上座部の様態を伝える“Upasak”『スマナサーラ』『藤吉』“Wells”『カタブンニョー』『飯国』は雨安居の後に布施され、その時の儀式に使われる衣は「迦絺那衣」と呼ばれるが、実質は三衣と異なるものではない、としている。『平川』『スマナサーラ』は、しかしこの衣はこの儀式によって「迦絺那衣」と呼ばれる特別の衣になるとしている。“Upasak”が迦絺那を「聖職者の儀式」とするものも相通じるものがあるであろう。

おそらく後者が正しいのであろうが、これをきちんと検証してみる必要がある。

(2) 迦絺那衣を受ける権利を有する者

迦絺那衣は雨安居をその住処で過ごした者のみが受けられるというのは共通理解であるといつてよいであろうが、“Upasak”『スマナサーラ』は前安居を過ごした者のみとする。『望月』も後安居は得られないという『四分律行事鈔』の引用をしている。また(3)にふれるように、『藤吉』“Wells”『生野』『池田』『飯国』は、迦絺那衣式が行われるのは前安居が終わってからの1ヵ月間としているから、これは後安居を過ごす者にとっては安居中のこととなり、したがって後安居は勘案されていないことが分かる。

しかし『佐藤』は「各律ともに迦絺那衣韃度には、前安居の者のみに与えるとは言われてなく、『五分律』も『摩訶僧祇律』も『十誦律』も俱に7月16日以後8月15日までの間に得ることを記している。従って前安居の者も後安居の者もこれを得ることができる」と書いている。文章の趣意によく解らないところがあるが、ともかく「前安居の者も後安居の者もこれを得ることができる」と明言している。このほか『龍谷』も後安居者も受けることができるという『五分律』の説を紹介している。

このように迦絺那衣は前安居を過ごした者だけに与えられるものなのか、あるいは後安居を過ごした者にもその権利があるのかということも検証してみる必要があるであろう。

(3) 「迦絺那衣式」

多くの書物で「迦絺那衣式」あるいは「迦絺那衣の儀式」について記されている。『佐藤』はこれを分配の儀式のように記しているが、『平川』“Upasak”『スマ

ナサーラ』『藤吉』『カタプンニヨー』『飯国』などは1人の比丘のみに与えられるとしている。

この儀式はすべてを1日で終わらなければならないことや、またこの儀式の行われるのは前安居の終わった後の1ヵ月とすることは、ほとんどに共通する。

はたしてこの儀式はどのように行われ、どのような意味を有していたのかを検証してみる必要があるだろう。

(4) 迦絺那衣の捨

『法蔵館』は「4ヵ月または5ヵ月だけ着用することが許される臨時の衣服」、『岩波』は「5ヵ月の間だけ所持することが許された」、『中村』は「安居終了後5ヵ月間で、すなわち12月15日までたもちうるが、16日にはこれを捨てなければならない」、『望月』は「或る期間を限りて用いる一種の便衣」、『龍谷』は「一定期間のみ用ふる便服」、『佐藤』は「前安居の終わった7月16日から12月15日迄これを受持、即ちこれを用いることが認められる」、『南伝』は「12月15日まで所持し、同日に至れば捨すべきなり」、『池田』は「1ヵ月間、比丘僧が臨時的に保持できるもの」とするから、これらは迦絺那衣を特定の期間をすぎれば放棄しなければならない臨時的な衣と考えているのであろう。

しかし『スマナサーラ』は「着替えの衣」、**“Wells”**は「彼らが自由に巡礼の旅に出発する時の新しい服装」、『カタプンニヨー』は「カティナ衣は4ヵ月（後安居の場合）ないしは5ヵ月間（前安居の場合）がすぎても所持できる」とするから、期間がすぎても保持できる衣としているわけである。

また『平川』は「迦絺那衣を捨すること、それによりそれまで得ていた5つの戒の免除の権利を失い、長衣を蓄えるという特権がなくなる」とし、**“Upasak”**は明記しているわけではないが「捨」の解説部分を読むと、捨すのは5つの特典であって、衣そのものは捨てないと理解しているように思える。しかしこの点については『平川』ははっきりしない。

以上のように迦絺那衣は特定の期間のみに使用を許される衣であるとする理解と、その後も使用できるという理解があり、はたしてこのどちらが正しいのか検証してみる必要がある。これは迦絺那衣の捨をどのように理解するかということにかかっているわけである。

なお『スマナサーラ』は迦絺那衣の儀式を行って制作する衣を「着替えの衣」という。「身体がびしょ濡れになっても着替えがなかった。そこでこれを許された」とするから、ここにいう「着替え」は通常着用している三衣以外の予備の衣ということであろう。『平川』は浄施という形で予備の衣を保有できると書いているが、しかしこれは所有権を有することを意味しない。比丘は三衣以外の衣を所持できたのか、できなかったのかという基本的な疑問も生じる。

(5) 5つの特典

迦絺那衣には5種の功德（特典）が付帯することには異論はなく、またこの特典は4ヵ月あるいは5ヵ月間続くとすることにも異論はないといってよいであろう。

しかし迦絺那衣は1日で作らなければならないとするなら、なぜこの特典が4ヵ

月も5ヵ月も続くのであろうか。その理由を『スマナサーラ』は、迦絺那衣を受けることができるのは特定の者だけであるから、この特典が他の受けられなかった者に及ぶ儀式を行えば4ヵ月ないしは5ヵ月間継続すると理解しているのであろう。後述するようにその作法は「*anumodanā* (随喜)」というのであるが、“*Upasak*”も「*anumodanā* (随喜)」のことを記しているから、背後にこのような理解があったとも推測される。『平川』は随喜のことは記さないが、理解としてはこのような理解であったとしてよいであろう。

おそらくこのような理解をしなければ、特典がこのように長期間続くことの原因は見いだせないが、そこでこの「*anumodanā* (随喜)」というものがどのようなものであったのかも検証してみなければならないであろう。

また5種の功德とは5つの律の条文の適用除外をさすが、なぜ迦絺那衣の儀式をした時にはこの特典が与えられるのかという背景も検討してみる必要がある。

(6) 迦絺那という語

上に紹介した文章中に限って言えば、‘*kaṭhina*’という語について、『スマナサーラ』は「衣を作るときの木型」、「*Wells*」は「布を切断あるいは縫製するために拡げることができる枠」、「*カタプンニョー*」は「衣を裁断するための木の型枠」という。後述するように『平川』もこのような理解をしている。これに対して『生野』は「在家者が法衣用に比丘に年1回献供する木綿布地」とし、『池田』も「在家者が年1回献供する法衣用の布地を指す語」とするが、これらは語源的なところまで関心が及んだ上の文章ではないかも知れない。

また『平川』は、サンガの全員が協力して1日のうちに木の枠に布を張って衣を縫い、さらにそれを染めて、袈裟衣を作るのを「迦絺那を張る」というとし、“*Upasak*”は「迦絺那衣を拡げる」というのは、「比丘がこれをルールにのっとって正式に受領したことをしめす行為をいう」とする。

いずれにしても、この語のそもそもの意味は「堅い、しっかした」であるから、これとの関連の上で、その意味を考えて見なければならないであろう。

(7) 衣時と迦絺那衣の関連について

『佐藤』は「迦絺那を受けた者は、衣時と同様に5つの特権が認められる」「安居から以後12月15日迄事実上の衣時の延長となる」とし、『平川』も「作衣時が終わった後に、僧伽が迦絺那衣を受ける儀式をすると、さらに4ヵ月間5つの戒律を免除される」「迦絺那衣を受けることによって、5つの戒律を4ヵ月間免除され、この期間作衣時が延長される」とする。

とするならば、作衣と迦絺那衣を受けることは基本的に共通したものを有していたことになる。したがって「作衣時」についても検証してみる必要があるであろう。

以下ではこのような問題意識をもって各律蔵のいうところを調査していきたい。